

● 規程改正の概要

要 旨	<p>平成28年度法人の組織改編等に伴い、「地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程」の一部改正を行う。</p>																																																		
内 容	<p>地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程の一部改正（規程第6号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度法人の組織改編等に伴い、関連規定を改正する。 <ol style="list-style-type: none"> 1 級別標準職務表（別表5）の改正 中央病院における看護師の副院長の配置、北病院の組織改編等による新たな職の設置に伴い、級別標準職務表を改正する。 2 給料の調整額の適用区分表（別表13）の改正 中央病院に精神保健福祉士を配置し、精神病患者の相談及び援助の業務に従事するため、調整額の支給対象に追加することとし、調整数2を適用することとする。 3 管理職手当支給区分表（別表14）の改正 中央病院及び北病院の組織改編に伴い、管理職手当支給区分表を改正する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">組 織</th> <th style="width: 45%;">職</th> <th style="width: 20%;">支給区分</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人本部</td> <td>本部事務局長</td> <td>三種（一種・二種）</td> <td>支給区分改正</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">中央病院</td> <td>副院長</td> <td>四種（三種）</td> <td>支給区分改正</td> </tr> <tr> <td>労働安全対策局長</td> <td>四種（三種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>内科系第一診療統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>内科系第二診療統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>外科系第一診療統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>外科系第二診療統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>外科系第三診療統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>特定疾患センター統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">北病院</td> <td>労働安全対策局統括部長</td> <td>六種（五種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>看護部長</td> <td>六種</td> <td>名称変更</td> </tr> <tr> <td>医療部長</td> <td>七種（六種）</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>社会生活支援部長</td> <td>七種</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td></td> <td>副看護部長</td> <td>八種</td> <td>名称変更</td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> 4 管理職手当支給額表（別表14の2）の改正 中央病院における看護師の副院長の配置に伴い、管理職手当支給額表を改正する。 ・医療職給料表（三） 7級 三種 88,300円 	組 織	職	支給区分	備 考	法人本部	本部事務局長	三種（一種・二種）	支給区分改正	中央病院	副院長	四種（三種）	支給区分改正	労働安全対策局長	四種（三種）	新設	内科系第一診療統括部長	六種（五種）	新設	内科系第二診療統括部長	六種（五種）	新設	外科系第一診療統括部長	六種（五種）	新設	外科系第二診療統括部長	六種（五種）	新設	外科系第三診療統括部長	六種（五種）	新設	特定疾患センター統括部長	六種（五種）	新設	北病院	労働安全対策局統括部長	六種（五種）	新設	看護部長	六種	名称変更	医療部長	七種（六種）	新設	社会生活支援部長	七種	新設		副看護部長	八種	名称変更
組 織	職	支給区分	備 考																																																
法人本部	本部事務局長	三種（一種・二種）	支給区分改正																																																
中央病院	副院長	四種（三種）	支給区分改正																																																
	労働安全対策局長	四種（三種）	新設																																																
	内科系第一診療統括部長	六種（五種）	新設																																																
	内科系第二診療統括部長	六種（五種）	新設																																																
	外科系第一診療統括部長	六種（五種）	新設																																																
	外科系第二診療統括部長	六種（五種）	新設																																																
	外科系第三診療統括部長	六種（五種）	新設																																																
	特定疾患センター統括部長	六種（五種）	新設																																																
北病院	労働安全対策局統括部長	六種（五種）	新設																																																
	看護部長	六種	名称変更																																																
	医療部長	七種（六種）	新設																																																
	社会生活支援部長	七種	新設																																																
	副看護部長	八種	名称変更																																																
施行期日	平成28年4月1日から施行する。																																																		

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員給与規程 新旧対照表

新		旧	
別表5 級別標準職務表 (第7条関係)		別表5 級別標準職務表 (第7条関係)	
一 事務職給料表級別標準職務表		一 事務職給料表別標準職務表	
職務の級	標準的な職務	職務の級	標準的な職務
一級	略	一級	略
二級	略	二級	略
三級	略	三級	略
四級	略	四級	略
五級	1 本部事務局の課長の職務 2 病院事務局の課長の職務 3 副主幹の職務 4 地域生活支援室長の職務	五級	1 本部事務局の課長の職務 2 病院事務局の課長の職務 3 副主幹の職務
六級	1 本部事務局の次長の職務 2 病院事務局の課長の職務 3 困難な業務を処理する本部事務局の課長の職務 4 困難な業務を処理する病院事務局の課長の職務 5 主幹の職務 6 困難な業務を処理する地域支援室長の職務 7 上記に準ずる困難な業務を処理する職務	六級	1 本部事務局の次長の職務 2 病院事務局の課長の職務 3 困難な業務を処理する本部事務局の課長の職務 4 困難な業務を処理する病院事務局の課長の職務 5 主幹の職務 6 上記に準ずる困難な業務を処理する職務
七級	略	七級	略
八級	略	八級	略
九級	略	九級	略

二 医療職給料表 (一) 級別標準職務表		標準的な職務
職務の級		
一級	略	
二級	略	
三級	1 副院長、医療部長又は主任医長の職務 2 困難な業務を処理する医長の職務 3 前各号に掲げるもののほか、特に高度の知識・経験に基づき困難な医療業務を行う医師の職務	
四級	1 院長の職務 2 副院長、医療安全・感染対策局長、がんセンタ 一局長又は統括部長の職務 3 困難な業務を処理する医療部長の職務 4 困難な業務を処理する主任医長の職務 5 特に困難な業務を処理する医長の職務 6 前各号に掲げるもののほか、極めて高度の知識・経験に基づき特に困難な医療業務又は医務行政を行う医師の職務	

二 医療職給料表 (一) 級別標準職務表		標準的な職務
職務の級		
一級	略	
二級	略	
三級	1 副院長、又は主任医長の職務 2 困難な業務を処理する医長の職務 3 前各号に掲げるもののほか、特に高度の知識・経験に基づき困難な医療業務を行う医師の職務	
四級	1 院長の職務 2 副院長、医療局長 ____又は部長____の職務 3 困難な業務を処理する主任医長の職務 特に困難な業務を処理する医長の職務 4 前各号に掲げるもののほか、極めて高度の知識・経験に基づき特に困難な医療業務又は医務行政を行う医師の職務	

三 医療職給料表 (二) 級別標準職務表		標準的な職務
職務の級		
一級	略	
二級	略	
三級	略	
四級	略	

三 医療職給料表 (二) 級別標準職務表		標準的な職務
職務の級		
一級	略	
二級	略	
三級	略	
四級	略	

<p>五級</p>	<p>1 副薬剤部長、薬剤師長、副総放射線技師長、放射線技師長、副総検査技師長、臨床検査技師長、栄養士長、衛生検査技師長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長、言語聴覚士長、視能訓練士長、歯科衛生士長の職務</p> <p>2 <u>リハビリテーション室長の職務</u></p> <p>3 特に困難な業務を行う主任薬剤師、主任放射線技師、主任臨床検査技師、主任栄養士、主任衛生検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士の職務</p>	<p>五級</p>	<p>1 副薬剤部長、薬剤師長、副総放射線技師長、放射線技師長、副総検査技師長、臨床検査技師長、栄養士長、衛生検査技師長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長、言語聴覚士長、視能訓練士長、歯科衛生士長の職務</p> <p>2 特に困難な業務を行う主任薬剤師、主任放射線技師、主任臨床検査技師、主任栄養士、主任衛生検査技師、主任臨床工学技士、主任理学療法士、主任作業療法士、主任視能訓練士、主任歯科衛生士の職務</p>
<p>六級</p>	<p>1 薬剤部長、薬局長、総放射線技師長、総検査技師長、薬剤管理幹又は放射線管理幹の職務</p> <p>2 副薬剤部長、副総放射線技師長又は副総検査技師長の職務</p> <p>3 特に困難な業務を処理する薬剤師長、放射線技師長、臨床検査技師長、栄養士長、衛生検査技師長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長、言語聴覚士長、視能訓練士長、歯科衛生士長の職務</p> <p>4 特に困難な業務を処理するリハビリテーション室長の職務</p> <p>5 上記に準ずる特に困難な業務を処理する職務</p>	<p>六級</p>	<p>1 薬剤部長、薬局長、総放射線技師長、総検査技師長、薬剤管理幹又は放射線管理幹の職務</p> <p>2 副薬剤部長、副総放射線技師長又は副総検査技師長の職務</p> <p>3 特に困難な業務を処理する薬剤師長、放射線技師長、臨床検査技師長、栄養士長、衛生検査技師長、臨床工学技士長、理学療法士長、作業療法士長、言語聴覚士長、視能訓練士長、歯科衛生士長の職務</p>
<p>七級</p>	<p>略</p>	<p>七級</p>	<p>略</p> <p>4 上記に準ずる特に困難な業務を処理する職務</p>

四 医療職給料表 (三) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
一級	略
二級	略
三級	略
四級	略
五級	略
六級	1 看護部長又は 副看護部長 _____ の職務 2 連携支援幹の職務 3 特に困難な業務を処理する主任看護師長の職務
七級	副院長又は看護局長の職務

五・六 略

四 医療職給料表 (三) 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
一級	略
二級	略
三級	略
四級	略
五級	略
六級	1 看護部長、総看護師長、副看護部長又は副総看護師長の職務 2 連携支援幹の職務 3 特に困難な業務を処理する主任看護師長の職務
七級	_____ 看護局長の職務

五・六 略

別表 13 給料の調整額の適用区分表 (第37条、第48条関係)

勤務場所	職員	調整数
法人本部	略	略
中央病院	(1)～(5) 略 (6) 地域連携センターに勤務し、常時 精神病患者の相談及び援助の業務に 従事する職員	二
	(7) 略	一
	(8) 略	略
	(9) 略	略

別表 13 給料の調整額の適用区分表 (第37条、第48条関係)

勤務場所	職員	調整数
法人本部	略	略
中央病院	(1)～(5) 略 _____ _____ _____	二
	(6) 略	一
	(7) 略	略
	(8) 略	略

	(9) 略	
	(10) 略	
	(11) 略	
北病院	略	略
あけぼの 医療福祉 センター	略	略
育精福祉 センター	略	略

	(10) 略	
	(11) 略	
	(12) 略	
北病院	略	略
あけぼの 医療福祉 センター	略	略
育精福祉 センター	略	略

別表14 管理職手当支給区分表 (第38条、56条関係)

組織	職	支給区分
法人本部	本部事務局長	一種
	略	略
	略	略
	略	略
中央病院	略	略
	略	略
	副院長	三種
	医療局長	四種
	略	略
	施設管理幹	八種 (七種)
	略	略
	略	略

別表14 管理職手当支給区分表 (第38条、56条関係)

組織	職	支給区分
法人本部	本部事務局長	三種 (一種又は二種)
	略	略
	略	略
	略	略
中央病院	略	略
	略	略
	副院長	四種 (三種)
	労働安全対策局長	四種 (三種)
	略	略
	略	略
	略	略
	略	略

	八種	47,700 円		八種	47,700 円
--	----	----------	--	----	----------